

学校法人中部大学 求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止ガイドライン

1. 目的と位置づけ

本ガイドラインは、「学校法人中部大学ハラスメントの防止等に関する指針」（以下「指針」という。）に基づき、学校法人中部大学（以下「学園」という。）が実施する採用活動、教育実習、インターンシップ、研究室見学、その他これらに類する活動（以下「求職活動等」という。）に参加する者（以下「求職者等」という。）に対するセクシュアルハラスメントを防止し、公正かつ安全な活動環境を確保することを目的として定めるものである。なお、求職活動等については SNS その他オンラインを介して行われる活動及びオンライン上で実施される活動を含む。

2. 基本的な考え方

学園は、求職者等の人格と尊厳を尊重し、安心して求職活動等に参加できる環境の確保に努める。また、求職者等に対するセクシュアルハラスメントについて、学園はこれを決して許容しない。

3. 求職者等に対するセクシュアルハラスメントの定義と行為例

本ガイドラインにおける「求職者等に対するセクシュアルハラスメント」とは、本学園の役員、職員、学生・生徒及び関係者による性的な言動により、求職者等の求職活動等が阻害され、当該求職者等が求職活動等を行う上で看過できない程度の支障が生じることを指す。

なお、求職者等に対するセクシュアルハラスメントには同性に対するものも含まれ、被害を受けた者の性的指向又はジェンダーアイデンティティを問わない。

また、行為者にその意図がなかった場合であっても、相手方が不快感、不安又は苦痛を感じ、その求職活動等の環境が害された場合には、セクシュアルハラスメントに該当することがある。

次に掲げるものは典型的な例であり、これらに限られるものではない。

① 求職者等の身体に不必要に接触し、当該求職者等が苦痛を感じ、求職活動等が妨げられる。

② 求職者等に対して性的な冗談又はからかいを意図的かつ継続的に行い、当該求職者等が苦痛を感じ、求職活動等が妨げられる。

③ 性的な内容を含むポスターの掲示、画像の表示その他これに類する行為を行い、当該求職者等が苦痛を感じ、求職活動等が妨げられる。

④ 面接その他の場面において、性的な事実又は私生活に関する質問を行い、当該求職者等が苦痛を感じ、求職活動等が妨げられる。

⑤ 性的な関係を求める言動を行い、当該求職者等が苦痛に感じ、求職活動等が妨げられる。

⑥ 求職者等を執拗に私的な食事その他の私的な活動に誘い、当該求職者等が苦痛に感じ、求職活動等が妨げられる。

4. 求職活動等に関するルール

学園は、採用活動等の透明性及び安全性を確保するため、次のルールを定める。

① 面談場所

採用面接、研究室訪問その他の面談は、原則として学園施設内又はオンラインで実施する。

② 面談時間

面談は、勤務時間内に実施する。

③ 面談体制

面談は、原則として複数人で対応する。

④ 連絡方法

求職者等との連絡は、学園が指定する電子メール、採用システムその他公的な連絡手段により行うものとする。個人 SNS、個人メールアドレスその他私的な連絡手段による連絡は行わない。

5. 相談体制

学園は、求職者等が利用できる相談窓口を設置し、採用に関するホームページその他適切な方法により周知する。ハラスメントに関する被害の訴え及び救済の申立て等の相談に対しては、指針及び取次ぎルールに基づき、相談窓口、相談委員及びハラスメント調査委員会が適切かつ迅速に対応する。相談内容は適切に管理し、相談者及び関係者のプライバシー、名誉その他の人権を尊重するとともに、職務上知り得た秘密を厳守する。

また、学園は、相談者及び関係者のプライバシーを保護し、相談、通報、事実関係の確認等を理由として、不利益な取扱いを行わない。

6. 措置及び再発防止

学園は、求職者等に対するセクシュアルハラスメントに係る相談の申出があった場合には、関係規定に基づき、必要な措置を講じ、厳正に対処する。また、当該事案を踏まえ、再発防止に向けた適切な措置を講ずる。

7. 見直し

本ガイドラインは、法令改正、社会情勢及び運用状況を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

附 則

- 1 本ガイドラインは、2026 年 10 月 1 日から施行する。